

1 令和8年3月10日に鳥越地区で発生した地すべりについて

(1) 一時帰宅の実施について

3月21日（土） 9：00～12：00 避難者の一時帰宅を実施しました。

(2) その他

ケアハウス鳥越は、鳥越コミュニティセンター会議室に仮事務所を設置していましたが、3月22日（日）に同法人の施設（杉森町）へ事務所を移転しました。